

建物状況調査(共用部分の調査)に係る申請書

(共用部分に係る建物状況調査に関する細則-様式第1号)

中央の森貳番街管理組合管理組合
理事長殿

_____年____月____日

(申請者)氏名 _____ 印

共用部分に係る建物状況調査に関する細則第2条(承認申請)の規定に基づき、調査実施者として、次のとおり申請します。

住戸番号	____号棟_____号室
申請者	1 区分所有者本人 2 購入予定者 (いずれかの番号を○で囲む) 住所 _____ 連絡先 _____ (調査実施後も連絡できる電話番号をご記入下さい。)
	<p style="text-align: center;"><購入予定者が申請する場合の当該住戸の区分所有者同意欄></p> <p style="text-align: center;">建物状況調査を申請することに、同意します。</p> <p style="text-align: center;">____号棟_____号室 区分所有者 _____ 印</p>
既存住宅状況調査技術者又は調査業者	名称 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____ 調査人数 _____人
調査希望日時	第一希望 _____年____月____日 _____時から_____時まで 第二希望 _____年____月____日 _____時から_____時まで 第三希望 _____年____月____日 _____時から_____時まで
調査内容と提出書類	撮影の有無について、いずれかに○をすること 有 (写真・動画) / 無
	共用部分調査における調査範囲、調査方法及び開示希望の管理組合保管文書等が分かる書類並びに調査を行う者が既存住宅状況調査技術者であること証する書面の写し を添付すること

* 本届出により取得した個人情報、敷地、共用部分等の管理並びに規約又は総会の決議等に基づく管理組合の業務以外では使用いたしません。

【注意事項等】

- 第一～第三希望の調査日時のご希望に添えない場合は、別途日程調整させていただきます。
- 調査に立ち会う者の指示に従わない場合は、調査(管理組合保管文書等の閲覧を含む。)を停止又は禁止いたします。
- 写真又は動画撮影及び保管文書等の開示は、ご希望に添えない場合があります。
- 写真又は動画撮影を許可された場合でも、プライバシー保護のため居住者・調査対象以外の住戸内等が写らない様、ご注意ください。
- 管理組合保管文書等の閲覧の時間・場所等は管理組合にて指定いたします。
- 閲覧文書等は閲覧指定場所以外の場所に持ち出すことはできません。
- 調査を行ったことで、建物又は居住者に損害を与えた場合は、調査申請者にその損害を賠償していただきます。